

北栄町告示第 63 号

調達広告

公募型プロポーザル方式により、下記の募集要領に基づき業務の受託者を選定するので、次のとおり広告する。

令和 7 年 5 月 7 日

北栄町長 手嶋 俊樹

記

令和 7 年度北栄町二地域居住推進事業の体制構築業務委託 公募型プロポーザル方式企画提案募集要領

1 業務内容等

(1) 業務目的

北栄町では現在二地域居住を推進している。また、推進していく上で基本となる特定居住促進計画を現在作成している。本業務は、その特定居住促進計画に沿った運営や推進をしていくなかで必要な、二地域居住推進事業での伴走支援や体制構築を目的とする。

(2) 業務名 令和 7 年度北栄町二地域居住推進事業の体制構築業務

(3) 業務内容 「仕様書」のとおり

(4) 業務期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

(5) 契約限度額 4, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 委託業者選定方法

本要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格および提案内容を総合的に審査・評価し、本町に適した業者を選定する。

3 参加資格要件

- (1) 企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件アイを共に該当すること
 - ア 二地域居住推進に関連する活動実績を有する事業者
 - イ 地域の人事部等地域の関係者が一体となって推進する取り組みに関する体制構築・伴走支援の活動実績を有する事業者
- (2) 企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる理由）に該当する者
 - エ 次の申立てがなされていない者
 - 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
 - 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
 - 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
 - オ 次のいずれかに該当する者
 - 役員等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

4 参加手続き等について

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式 1）
 - イ 会社概要書（A 4 版任意様式）
 - ウ 履歴事項全部証明書
 - エ 印鑑証明書

オ 納税証明書

直近 1 年間のもの

- ・法人税、消費税及び地方消費税
- ・法人事業税、法人県民税の滞納のない証明書

カ 企画提案書（A 4 版任意様式）

※提案件数は 1 社につき 1 件とする。

※企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

※提出書類の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本語通貨並びに日本国の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。

なお、令和 7 年度北栄町競争入札参加資格を有する場合は、ウ 履歴事項全部証明書、エ 印鑑証明書、オ 納税証明書の提出は不要とする。

（２）提出部数 ５部（正本 1 部、複本 4 部）

（３）提出先

〒689-2292 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

北栄町役場 観光交流課 交流推進室

TEL 0858-37-3158 FAX 0858-37-5339

E-mail kouryu@e-hokuei.net

（４）提出方法 持参または郵送（郵送の場合は必着）

（５）提出期限 令和 7 年 5 月 20 日（火）16 時（必着）

5 質問及び回答

（１）質問書の提出期限 令和 7 年 5 月 13 日（火）12 時

（２）提出方法

質問書（様式 2）により、持参、FAX 又は電子メールにて提出すること。

（注 1）電子メールで提出した場合は、その旨を電話にて連絡すること。

（注 2）電子メールで提出の場合は、件名に「二地域居住推進事業の体制構築業務への質問」と記すこと。

（３）質問への回答

令和 7 年 5 月 15 日（木）までに町ホームページに掲載する。

6 受託候補者の選定

（１）選定方法

受託候補者の選定は、「北栄町二地域居住推進事業の体制構築業務受託者選定審査委員会（以下「審査委員会という。」）が行い、受託候補者及び次点候補者を選定する。

(2) 審査

企画提案書等について、評価基準表（別紙1）を基に審査を行う。

参加者は審査会において以下の日程で提案内容のプレゼンテーションを行う。

・プレゼンテーション

日 時（予定）：令和7年5月22日（木）13時から

参加者のプレゼンテーション時間は15分以内とする

WEBにて実施し、URL等は5月21日（水）15時までに通知する

(3) 受託候補者の決定

審査結果については令和7年5月23日（金）に電子メール及び文書で通知する。

受託候補者として複数の事業者を選定した場合はそれぞれの受託候補者と契約できるものとする。

7 スケジュール

No.	手順	期限
1	募集要領の公表	令和7年5月 7日（水）
2	質問書提出期限	令和7年5月13日（火）12時
3	質問に対する回答	令和7年5月15日（木）17時
4	参加申込書・企画提案書等提出期限	令和7年5月20日（火）16時
5	プレゼンテーション	令和7年5月22日（木）
6	審査結果の通知	令和7年5月23日（金）

8 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案価格書の金額が、提案限度額を超えている場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) その他、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等があった場合

9 契約の締結

- (1) 審査委員会で選定された事業者と、本要領及び仕様書、企画提案書類を基に契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に、地方自治法第234条第2項の規定による随意契約により速やかに契約手続きを進めるものとする。
- (2) 契約の際、企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、契約時の「仕

様書」に反映することがある。

- (3) 辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 提案のあった内容が履行できない場合、また契約履行期限内に完成できなかった場合は、契約解除等の処分を行うこととなるため、実現可能な内容か十分に吟味した上で企画提案書等を作成すること。

10 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の事業者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (3) 提出された企画提案書類は、町の許可なく公表及び使用してはならない。
- (4) すべての納品物に係る著作権は町に帰属する。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (6) 受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した事業実施のために、業務の具体的な手順について提案を求めることがある。
- (7) その他不明な点については、北栄町観光交流課交流推進室に照会すること。
- (8) この企画提案は、1社の参加でも成立する。この場合、審査の上適当と認める場合に限り受託候補者とする。